

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものとする。 (第1条関係)

第二 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の廃止

株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、廃止すること。 (第2条関係)

第三 株式の処分

政府は、その保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式について、市場の動向を踏まえつつ、この法律の施行後3年以内を目途として、その全部を処分するものとする。 (第3条関係)

第四 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の取締役の選任に関する配慮

- 1 政府は、第三によりその保有する株式会社商工組合中央金庫の株式の全部を処分するまでの間において、株式会社商工組合中央金庫の取締役の選任に関し株主としての権利を行使するに当たっては、株式会社商工組合中央金庫の内部の人材が登用される場合(登用された者が再任される場合を含む。)を除き民間企業における長期間の勤務の経験と優れた実績を有することを重視することにより、株式会社商工組合中央金庫について自主性、創造性及び効率性の高い経営を行う資質及び能力を有している者が選任されるよう特に配慮するものとする。

2 株式会社日本政策投資銀行の取締役の選任についても、1と同様とすること。

(第4条関係)

第五 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の経営の自主性の確保

政府は、第二による株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の廃止後においては、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の経営の自主性を確保するため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第6条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講じないものとする。

(第5条関係)

第六 危機対応業務を担う金融機関の確保等

政府は、第二による株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の廃止により危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法第2条第5号に規定する危機対応業務をいう。第六において同じ。)を実施する責務を有する金融機関が存在しなくなることに伴い必要な新たな危機対応業務を担う金融機関の確保等について、法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第6条関係)

第七 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日後の最初の4月1日から施行すること。ただし、第一、第六並びに第七2及び3は、公布の日から施行すること。

(附則第1条関係)

2 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行は、この法律の施行の日前に、同日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができること。

(附則第2条関係)

3 政府は、この法律に定めるもののほか、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の廃止に伴う経過措置、関係法律の整備その他この法律の施行に関し必要な事項について、法制上の措置を講ずるものとする。

(附則第3条関係)